

⑦<措置報告書>

• 法定の最低賃金額以上の賃金が支払われていない、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていない、労災保険に加入していないと認める場合、大和郡山市から受注者に遵守していないと認める内容の通知がされます。

• 受注者は、大和郡山市が指定した期限までに、遵守していないと認める内容に対し、講じた措置及びその結果を「措置報告書」により報告してください。

• 必要な措置を講じるに当たり、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないでください。

• 下請負者等への対応

I 受注者は、遵守していないと認める内容が下請負者等の場合、受注者が当該下請負者等からの報告に基づいて「措置報告書」を作成し、大和郡山市へ提出してください。

II 受注者は、下請負者等に対し大和郡山市の提出に間に合うよう提出期限を設け、提出されない場合、提出するよう指導してください。

III 受注者が、当該下請負者等に指導しても提出されない場合、その旨を「措置報告書」に記載し、大和郡山市へ提出してください。

(措置報告書)

年 月 日

大和郡山市長 様

所在地
受注者の名称
代表者氏名

印

措置報告について

大和郡山市公契約条例遵守のための措置を講じたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 公契約の名称及び契約日
- 2 講じた措置及びその結果
- 3 未提出の下請負者への対応
 - ①下請負者の名称
所在地
 - ②措置報告を求めた日
 - ③報告を求めた方法
 - ④報告を求めた日以降の経過

(注) 3の③措置報告を求めた方法が判る書類を添付してください。